

公売財産明細書(不動産)

売却区分番号	姫25-2	見 積 価 格	10,880,000円
		公 売 保 証 金	1,090,000円
財産の表示	土地 所在 : 姫路市四郷町中鈴字西柏 地番 : 94番 地目 : 田 地積 : 737平方メートル		
	土地 所在 : 姫路市四郷町中鈴字西柏 地番 : 95番1 地目 : 田 地積 : 556平方メートル		
	土地 所在 : 姫路市四郷町中鈴字西柏 地番 : 96番9 地目 : 田 地積 : 24平方メートル		
	(不動産登記簿の表示による)		
公法上の規制	都市計画区分	市街化区域	
	用途地域	第一種住居地域	
	建蔽率	60%	
	容積率	200%	
接道条件	東が幅員約6.0mの市道に接面している。		
物件の概要	地 勢	平坦	
	画地条件	間口約27.0m、奥行約48.0m	
	形状	ほぼ長方形	
供給処理施設	上水道	前面道路に配管済み	
	公共下水道	前面道路に配管済み	
	都市ガス	なし	
使用状況及び 賃貸借関係等	放棄田で雑草が繁茂している。		
最寄駅等	JR山陽本線「御着」駅から南西方約1500mに位置する。		
買受人の資格 その他の要件	1. 入札参加希望者は、入札に先立ち姫路市農業委員会が交付する買受 適格証明書(農地法第3条、第5条による規定)を提出してください。 2. 国税徴収法第92条、第108条等法令の規定により買受人となることが できない者は、買受人となることができません。 その他別に定める「公売の手引き」のとおり		

買受適格証明書の発行について	姫路市 農業委員会事務局より以下のとおり確認しています。 地番94番、95番1について買受適格証明書が必要。 (1) 農地利用の場合は、農地法第3条許可に準ずる資格が必要。 原則として、毎月10日締切で月末に発行。 新規農家の場合は、翌月第一水曜日に聞き取り調査(面談)後の発行となる。 (2) 農地転用の場合は、農地法第5条許可に準ずる資格が必要。 随時受付け、2週間以内に発行。 (3) 地番 96番9については農地転用済みのため、所有権移転後速やかに地目変更登記を行うこと。 (農地転用情報) 受理日:昭和49年2月28日 条項:農地法第5条受理 転用目的:通水路・鉄道用地
特記事項	1. 文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれていない。 2. 土壌汚染の可能性は低いものと思われるが、現地での調査は行っていないため、不明である。なお、不動産鑑定士の調査の範囲内においては、土壌汚染の端緒は確認されなかった。
注意事項	1. 公売を中止する場合がありますので、入札前にご確認ください。 2. 入札される際には、あらかじめ公売財産の現況等を確認し、登記簿を閲覧するなどした上で行ってください。 3. 境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。 4. 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、姫路市は、担保責任等を負いません。 5. 姫路市は公売財産の引渡し義務を負いません。不動産登記上の権利移転のみを行います。 6. 公売財産内の動産の処理については、所有者と協議してください。 7. 土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。 8. 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 9. 国税徴収法第89条第3項の規定による一括換価の方法により公売します。

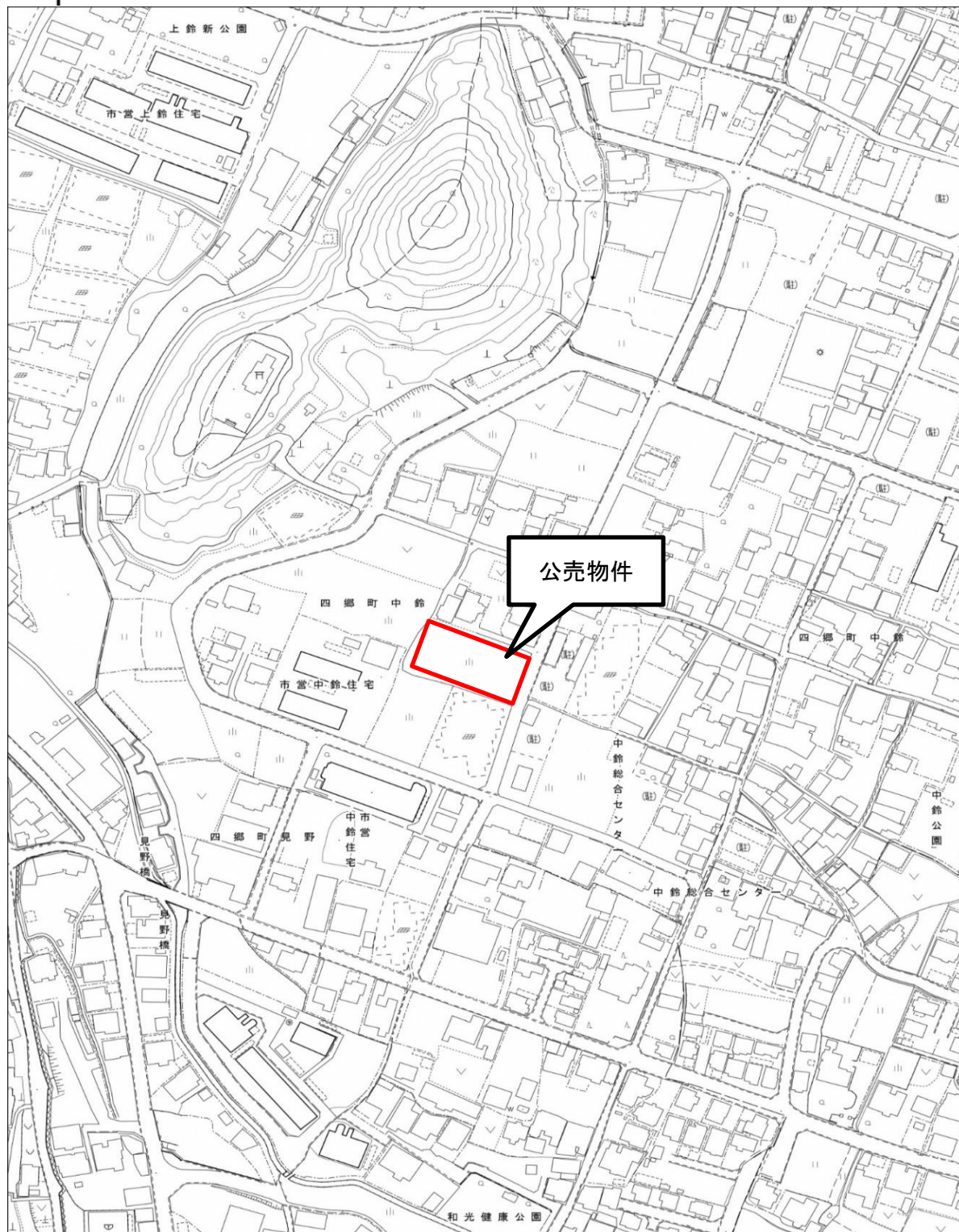
問合せ先

姫路市財政局税務部納税課 電話 079-221-2289

売却区分番号

姫25-2

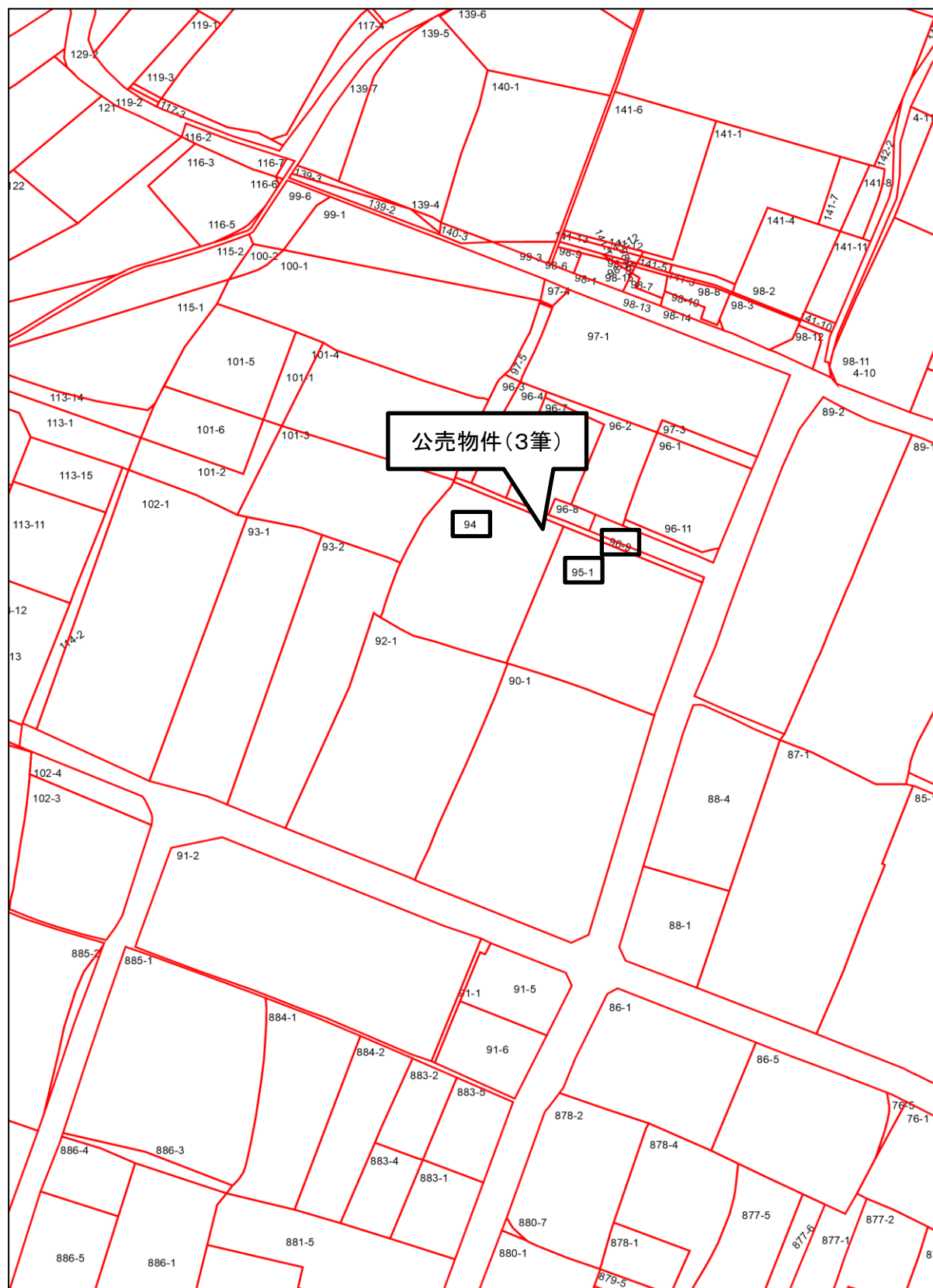
所在図



売却区分番号

姫25-2

見取図



売却区分番号

姫25-2

写真

